

外国人受け入れの責任主体に関する都市間比較

——豊田市の事例を中心に，大泉町，浜松市との比較から——

都 築 くるみ

“Who has accepted the Japanese-Brazilians?”

——Case studies of the acceptance of the Japanese-Brazilians in TOYOTA City, OIZUMI-Cho and HAMAMATSU City. ——

キーワード

日系ブラジル人の受け入れの型

The types of the acceptance of the Japanese-Brazilians.

行政主導型

The type where leadership is taken by the administrative organs.

民間主導型

The type where leadership is taken by non-governmental organizations.

自治区主導型

The type where leadership is taken by JICHIKU.

日系ブラジル人の集住地

A large-scale housing complex of the Japanese-Brazilians.

概要

日系ブラジル人の来日は1990年6月の入国管理法改定以降，急激に増加し，日本各地に日系ブラジル人の集住がみられるようになった。そして彼らの滞在は長期化してきている。愛知県豊田市，群馬県大泉町，静岡県浜松市での集住地の事例を見ながら，日系ブラジル人の受け入れの責任主体を考える。

はじめに

第1章 愛知県豊田市H団地における日系人受け入れ

第2章 H団地が現状に至った責任主体とリスク，コストの受け入れ主体

第3章 誰が日系人を受け入れたのか おわりに

はじめに

1999年5月31日、豊田市H団地で「住民の一部外国人と右翼、暴走族関係者らとの間」で暴力沙汰が起こった。右翼関係者と暴走族の団地内威嚇暴走、暴力事件、右翼の街宣車への何者かの放火、右翼関係者と外国人がそれぞれ集まる騒ぎが起こり機動隊が出動、豊田署による「特別警戒班」の巡回など、団地内は一気に恐怖と緊張がみなぎった。この最初の原因が不明のまま、報復が報復を呼び、ブラジル人たちは「右翼は怖い」「ブラジル人の顔をしているから当事者と間違えて襲われてしまうのではないかと怯えているとも聞く¹⁾ (中日新聞、6月8日)。この事件に伴い、団地近くの小、中学校でも下校時間を早めるなど児童や生徒達の安全を確保するための措置を行い、夜間に外出しない、人だかりに近づかないなどの指導を行った (中日新聞、6月9日)。右翼や暴走族関係者は必ずしもH団地の住民ではないし、事件も最初は偶発的なものであったろう。しかし、実は日系ブラジル人 (以下「日系人」と略す) と、その集住地であるH団地の住民との間には長い歴史と確執があり、今回の事件はそれを背景として噴出した問題の一部であると思われる。

筆者は、これまでもH団地の日系人と地域住民との関係について、報告している²⁾。1987年前後から日系人の集住が開始したH団地も、1995年11頃までには相互理解も深まりいったんは落ち着いた様相を呈していた。しかし1995年12月頃から再び変化が見られ、1997年6月頃には、団地の様子は一変した³⁾。そして、1997年7月頃からはその状況が一層深刻となり、今回の事件を迎えたと考えられる。日系人が日本への出稼ぎを始めてほぼ十年がすぎようとしており、意識は「出稼ぎ」のまま、長期滞在の様相を呈しており定住へと向かっている。この間、日本の各地に集住地ができた。愛知県豊田市、豊橋市、群馬県大泉町、静岡県浜松市などが日系人の代表的な集住地である。これらの集住地の中で、現在最も日系人と地域住民の間関係が悪くなっているのが、豊田市H団地である。本論文ではまずH団地で誰が日系人受け入れのコストとリスクを負って来たのかを明らかにし、日系人受け入れの主体を明らかにする。そして他の集住地の様子も観察することにより、誰が外国人の受け入れの主体となるべきかを明らかにすることを目的とする。

まず、愛知県豊田市における日系人集住地の最近の動向をみる。H団地は外国人の居住について、自治区が問題解決の主体として取り組んできた (第1章)。H団地はこれまで行政等に様々な要望を提出してきた。要望の内容を検討することにより、H団地が現状に至った原因と責任主体について考える (第2章)。そして、H団地が現状に至った原因が豊田市独自のものなのか明らかにするため、他の集住地と比較する。そして日系人の受け入れの責任主体の型を明らかにする。これらの考察を通して、誰が日系人受け入れの責任主体となれば良かったのかを明らかにする (第3章)。最後にトヨタ自動車の地域政策との関連を見ることによ

り、H団地の現状が偶発的要因によって形成されたのではないことを述べる。

第1章 愛知県豊田市H団地における日系人受け入れ

(1) 愛知県豊田市の日系人集住地の現状

豊田市では、1980年代後半から日系人の居住が始まっている（表1）。特に豊田市の北西部にあるH団地には、現在住民1万人のうち日系人が約3,100人居住している。H団地は住宅・都市整備公団（以下「公団」と略す）による賃貸住宅と分譲住宅、そして愛知県住宅供給公社（以下「県公社」と略す）による県営住宅があり、このうち公団住宅賃貸部分が日系人の請負業者に社宅として「法人貸し」され、一戸に単身者が数名居住している。また県営住宅には家族居住者がいる。1998年12月現在では、県営住宅には498戸、約2,000人、公団住宅にある「公団Hヶ丘」自治区に223戸、約700人、「Hヶ丘六区」自治区に120戸、約400人が居住している。日系人の入居戸数割合は県営住宅では最大の44%を占め、団地全体では平均30%を越している（表2）。団地の全棟数57棟のうち、日系人が居住者の50%を超える棟は14棟にもなっている。また、自治区の加入率は、県営住宅では強制的に加入をさせているので95%を占めるが、「公団Hヶ丘」自治区では50%であり、自治区費の不足から自治区活動に支障をきたしているのが現状である。

（表1） 豊田市における年度別外国人登録者の推移

		全 体	ブラジル
1988	昭和 63	2,322 人	0 人
1989	平成 1	2,398	28
1990	2	2,957	469
1991	3	4,613	1,837
1992	4	6,237	3,193
1993	5	6,325	3,578
1994	6	6,498	3,016
1995	7	6,524	3,031
1996	8	6,965	3,236
1997	9	7,858	4,344
1998	10	8,705	5,195
1999	11	8,863	4,761

（出典）豊田市外国人登録者数統計より作成
各年度の3月末現在統計。

(表2) H団地の日系人居住人数と自治区加入率

自治区名	全体 入居 戸数	日系人				自治区 加入率
		入居 戸数	入居 人数	戸数 割合	人口 割合	
県 営 H	1,125 戸	498 戸	2,000 人	44 %	約 57 %	95 %
公団Hヶ丘	745	223	700	30	約 35	50
Hヶ丘六区	755	120	400	16	約 18	85
合 計	2,625	841	3,100	30	平均 36 %	

(出典) H 団地自治区役員提供資料

(2) H 団地の現状

H 団地は、集住当初からさまざまな問題が噴出し、自治区役員の献身的な努力の結果、1995 年 11 月頃まで（筆者の分類で「第三期」）には、一定の秩序ある状態が形成されていた。しかしその後、トヨタ自動車の好景気と共に日系人が再び増加して、「問題」が噴出し、「お手上げ状態」と自治区役員が嘆く状態を経て、現在は苦悩の中から積極的な行動にうって出てきている状態である⁴⁾。

1999 年 2 月時点では、1996 年 8 月（同じく「第四期」）に自治区役員が「お手上げ状態」と嘆いた状況より一層ひどくなっている。第一に、騒音問題である。冬季は寒さのため外に出ることは比較的少なく騒音も少し静まるが、春から秋にかけての季節では、夕方から深夜にかけて、団地の広場でステレオをかけて踊ったり、騒いだりする。週末の深夜にはカーステレオの音量を上げたり、数人で大騒ぎをしたり、改造車を暴走させたりする、など。更に、土、日曜日にかけて団地にやってくるブラジル食品や商品の販売車は食品が要冷蔵のため停車中もエンジンをかけていなければならないそうであるが、このエンジン音が終日そして深夜にまで及ぶので近隣の住民には苦痛の種となっている。深夜に洗濯機の音が響くのも、気になる住民には苦痛である。第二に、ゴミ等の投棄問題である。使用済みの紙おむつやゴミ、火のついたタバコを上の方から下へ捨てる。無分別ゴミや粗大ゴミを指定曜日に関係なく捨てる。引っ越しの際もゴミを放置したまま退去する、などである。第三に、窃盗事件が頻発している。二輪車や四輪車のガソリンや部品、ナンバー・プレートなどを窃盗する。車上狙いや自転車の窃盗が繰り返される。更には自販機も荒らされる、など。第四に、放火事件がおこる。ゴミ・ステーションのゴミが大変な勢いで燃えていたり、投棄された電気器具や盗難自動車、枯れ草などに火が放たれたりする。第五に、放置問題である。家電製品や盗難にあった自転車、二輪車、四輪車を放置する。帰国時や移転時に不要の車を放置したままということが頻繁にある。第六に報復問題がある。日系人同士の衝突からくる相互の報復事件は頻繁にあるようである。しかしそれ以上に住民の不安の種は、日本人への報復である。例えば交通整理係をしている自治区役員が不正駐車をしている日系人に注意したところ、役員の手を押し当てられ、ひどい損傷を負わせられるということが繰り返された。この交通係は自

治区活動をやめてしまったという。これ以外にも集団恐喝や暴力、窓ガラスの破壊など報復と思われる事件は頻繁におこなわれている。第七に、その他の問題として、多様な問題がある。日系人間で中古自動車の転売が頻繁におこなわれ、名義変更や駐車場の確保をしない。また自動車の保険切れ、無保険、車検切れも多い。従って、交通事故を起こした場合の賠償能力がない。出入り口や私有地、他人の駐車場、幅員のない道路への駐車、両側駐車など、悪質あるいは迷惑駐車は日常茶飯事である（1999年2月現在）。

このように列記してみると、上記の様々な問題の噴出、頻発は、治安悪化をもたらしていることが明らかであり、日本人の対日系人感情を悪化させている原因となっていることがわかる。今回の事件の当事者は、日系人の青少年と日本人の暴走族、右翼集団らしいが、筆者にはH団地で何が起こっても当然のように思われる。

（3）H団地自治区の行政への働きかけとその対応

「Hヶ丘を明るくする会」の設立 こうした状況は、1996年8月以降、自治区を中心として地域住民が多く努力をしてきたことが実を結ばなかったことによる。以下で1996年以降、団地役員が必死の努力をおこなってきた軌跡を概観しよう（表3）。自治区役員は1996年以降、警察当局や公団・県公社に対して頻繁に連絡を取り、問題解決のための協力を要請してきたが、徒労に終わっている⁵⁾。従ってその後、警察当局の対応あるいは公団や県公社の無策に対して、H団地自治区は苦悩に苦悩を重ね、「Hヶ丘を明るくする会」（以下「明るくする会」と略す）を設立することになる（1997年6月。筆者の分類では「第五期」の始まり）。数ヶ月の準備を経て、1997年6月に発足準備会を設立した折には、地元新聞、テレビの協力を求め、マスコミを通じて苦境を訴えた。その後、「明るくする会」の規約が検討され、7月12日に第二回「明るくする会」が開催され、ここで正式に会が設立された。7月18日には「Hヶ丘を明るくする会の目的と今後の活動方針」が市役所に提出された。「明るくする会」の基本方針は、あくまで外国人との「共生」をめざすものであり、排除するためのものではない。その目的は、「外国籍住民の急激な増加等によって派生している諸問題を解決し、誰もが安全で快適に過ごせる豊かなこころの通うHヶ丘を築くために地域住民の総意を集約し、豊田市を始め国・愛知県及びその他の関係機関に対する改善事項を要望書にまとめる」ことと「自らも住み良い地域づくりのために諸活動を積極的に実施すること」である。

豊田市の行政としての取り組み 「Hヶ丘四自治区連絡協議会」と「明るくする会」は、翌8月には「Hヶ丘の住環境改善に関する要望書」を豊田市長宛に提出した。この「要望書」を受けて、豊田市役所は「H団地住環境問題庁内連絡会議」を設立した⁶⁾。この「連絡会議」は、庁内の関係部署が初めて一同に会し、H団地の「問題」について各課が相互に認識を確認しあうというものであった。しかし各課の「問題」に対する認識に深刻さはなく、相互に現状を報告したにとどまった。これまでも数度にわたってH団地自治区から深刻な要望が

(表3) H 団地自治区役員活動経過

1990,8—10	2 自治区が公団に対して、法人の寮の利用制限を要請。豊田市当局と請負業者に対して日系人とのトラブル解決のために協力を要請する。
1992,4	自治区とボランティアによる「日本語教室」開催
1992,8	「H が丘夏祭り大会」に、日系人が初参加し、ランバダ披露
1994,8	「H が丘夏祭り 20 周年大会」に日系人も多数参加し、盛大に開催
1995,7	住環境に関する日本人住民へのアンケート調査を自治区が実施
1995,10	公団、豊田警察署、請負業者の懇談会実施
1996,6	防犯連絡所を通して、警察に対して悪質な事件の取り締まりを要請
1996,9	公団、請負業者、自治区、警察を含めた四者で懇談
1996,9	豊田市国際交流協会と自治区が日系人にアンケート調査 (H 団地の住み心地、住環境への満足度、要望など)
1997,6	「H が丘を明るくする会」発足準備会設立 (中日新聞、中京テレビ取材)
1997,7	「明るくする会」規約を検討
1997,7.12	第二回「明るくする会」開催。正式に会が設立される。
1997,7.18	「H が丘を明るくする会の目的と今後の活動方針」を市役所に提出
1997,7.22	これをうけて市役所内部にも「豊田市 H 団地住環境問題連絡協議会」が設立される。豊田市、警察、公団、県公社がはじめて H 団地について協議。
1997,8	「明るくする会」が「H が丘の住環境改善に関する要望書」を豊田長宛てに提出
1997,12	市より要望書の回答。(内容は満足できないもの)
1998,4	「H 団地日系人雇用企業連絡協議会」が 9 社の参加で設立
1998,5	一部のブラジル人によって、「日系人住民協会」が設立
1998,9	日系人に対して、公団と豊田市が「生活マナーの説明会」を開催
1998,8—12	豊田警察署は団地内入り口で交通一斉取り締まりを実施 (5 回)
1999,1	「H 団地を明るくする会」が顧問弁護士を通じて、愛知県知事、公団中部支社あてに住環境改善の要求書を内容証明便にて発送
1999,2	第 8 回「H 団地住環境問題連絡協議会」(豊田市主催) が開催
1999,2	愛知県建築部住宅管理課長、住宅都市公団からそれぞれ回答。それぞれ実質的にはほとんど効果のない形式的回答。団地の切羽つまった状況を打開できる策ではなかった。
1999,4	春の統一地方選挙で、初の「自治区役員推薦」市会議員立候補。「明るくする会」、自治会活動に積極的に参加していた主婦らが応援。立候補者は長年自治区長の M 氏。最下位 40 位で当選。

(出典) H 団地自治区役員提供資料より作成

あった時には、「H 団地も一自治区としての扱い。特別扱いはしない」⁷⁾「治安が悪化したのは、地元での努力が足りないからではないか。地域は何をしているのか」⁸⁾といった発言を公然

とおこない、自治区役員の真剣な申し入れにも、何の対処もしてこなかった。そして今回の市内の「連絡会議」でも、その認識にほとんど変化はみられなかった。豊田市が市内でH団地の問題を「問題」として認識したのは、団地でおこっている問題の内容の深刻さではなく、1997年の4月から7月まで数度にわたって新聞の記事となったことに対してであった。豊田市においては「トヨタ自動車のお膝元」でトヨタ関連の記事が「新聞沙汰」になるということは大変不名誉なことであり、市長の不興を買ったといわれている。

その後、「連絡会議」は市内のみではなく警察、公団、県公社をも含めて「豊田市H団地住環境問題連絡協議会」と名称を変え、自治区側の「明るくする会」に対応することとなる。しかしここでもその現状認識は、「日系人を雇う人材派遣業者に、指導はしている（公団）」「ポルトガル語のしおりは、作成している（県公社）」「事件がおきないと動けない（警察署）」という何ら問題の深刻さを解しない、そして根本的な解決につながらないものであった。1997年8月には、「明るくする会」が提出した「現地報告書」にもとづき、住環境改善に関する質疑が県議会で展開された。

「要望書」への豊田市からの回答「明るくする会」は、H団地の現状を「国際都市豊田を標榜する一方で、Hヶ丘に現存する問題・課題を放置するならば、この名誉ある風評もこの一角から崩壊しかねない状況にある」と認識し、これらすべての問題の解決・調整は豊田市にあると考えた。従って、「要求書」において、豊田市が「国、愛知県及びその他の関係機関との調整を図ること」と同時に、「豊田市独自の施策を実施」することを要求している。

「要望書」に対する回答書が豊田市長より「明るくする会」に寄せられたのは、4ヶ月後の1997年12月になってからであった（12月22日付け）。豊田市の回答は、関係する住都公団や愛知県、職業安定所、豊田警察署などの「関係機関と調整し、報告してもらった結果を回答します」というもので、自治区の要求する「豊田市独自の施策を実施されることにより、誰もが安全で快適に過ごせる豊かな心の通うHヶ丘4自治区となる様改善して戴きたい」という願いに応えるものではなかった。行政の責任者としての独自の政策に乏しく、自覚のないものだといわざるをえない。結論から先に言えば、その後この行政側の「連絡協議会」は1999年2月までに8回持たれたが、実質的には何も機能しなかったし、問題の解決の機関ともなりえなかった。結局この2年間、H団地の問題解決に行政その他が積極的かつ深刻に対処するということは一度もなかったのである。

（4）自治区活動から住民運動へ

顧問弁護士の登用と県・公団への要望書提出 以上のように「要望書」への回答はあっても、それが実際的にH団地の問題解決あるいは事態の改善には結びつかなかった。1年5ヶ月後の1999年1月、ついに「明るくする会」は、顧問弁護士を雇い、弁護士を通じて愛知県知事と公団中部支社長宛にそれぞれ住環境改善の要求書を内容証明便にて発送することに踏み切った⁹⁾。この要求に対して、愛知県建築部住宅管理課長からは1999年2月10日に、住

都公団からは2月23日にそれぞれ回答が寄せられた。しかしこれらの回答は、実質的にはほとんど効果のない「空約束」に等しく、団地の切羽詰まった状況を打開できる策ではなかった¹⁰⁾。

市議員立候補 こうして一方で顧問弁護士を登用し、県や公団へ要望書を提出しつつ他方でH団地自治区は初めて「自治区役員推薦」として1999年4月春の統一地方選挙において市議員に候補者をたてることを決意し、全力で取り組むこととした。これまで豊田市、県公社・公団のどこに申し立てをおこなっても、真剣に相手にしてもらえず、しかも形式的な回答しかもたらさない現状をどうにか打開しようとしたのである。自治区が候補者に推薦したのは、公団「Hが丘六区」自治区長を約6年ほどにわたってつとめ、日系ブラジル人の居住にともなって起こってきたさまざまな問題に、体当たりで辛抱強く取り組んできたM氏である。M氏は立候補するため、自治区長をやめ、勤め先をやめ、背水の陣で臨んだ。M氏の立候補が取り沙汰されるようになるとH団地では、「それなら自分も」とA氏も名乗りを挙げた。これまで、H団地には公明党の市議員がいたが、2期つとめた後落選し、この1期間は不在であった。M氏は「自治区役員推薦」となり「明るくする会」も、またこれまで自治区活動に積極的に参加していた主婦たちも渾身の努力をした。結果はA氏が2,816票、M氏が2,787票をそれぞれ獲得し、当選した。40名の定数中(47名立候補)、A氏は39位、M氏は40位という綱渡りであった。H団地の票は5,100票で、うちM氏は2,300票を獲得。団地の票の約45%を得たことになる。A氏自身は団地内では約300票を獲得したとみなされており、M氏が団地内でいかに強い支持を得たかが明らかである。そしてそれこそまさに団地の問題がこれまでの手段でほとんど解決できなかった事に対する、住民の熱い思いがこめられているものと考えられる¹¹⁾。

第2章 H団地が現状に至った責任主体とリスク、コストの受け入れ主体

(1) 行政への要望の内容と行政の回答

行政への要望の内容 「明るくする会」が1997年8月に豊田市長宛に提出した「要望書」と、1999年1月に愛知県知事と公団中部支社宛に提出した「要望書」、それ以外の関係各機関のいずれに対しても要求していることの要約は以下である。すなわち第一に公団住宅や県営住宅への入居の際、入居を無制限にさせないこと。一戸一世帯の入居を原則として、企業の社宅ないし請負業者の単身者寮として使用させないこと。契約更新時に入居者の居住状況を審査し、居住マナーを遵守していない事実が判明した場合には、契約の更新拒絶を含め、賃借人に厳しい措置をとること。外国人と日系人との入居バランスを考え、外国人を40%以内に将来的には30%以内とすること、など。第二に、豊田警察署に対して、H団地が犯罪の温床になることを防止するために、現在団地の外にある派出所を団地内に移設すること。交番パトロールを実施し、挙動不審、違法駐車、騒音などの抑制をはかるようにすること。そのためにパトロールが実施できるように人員の増加と併せ、ポルトガル語が理解できる職

員配置をすること。放置車両、不審車両を道路交通法に基づいて取締をし、違反者に対して厳然たる措置をとること、など。第三に、こうした事態をまねく原因となった請負業者に対して、豊田市が徹底して指導管理をすること。同時に請負業者を活用している企業や、それを総括する商工会議所等が、企業担当者を集めた研修会や協議会を開催し、「健全なる雇用関係や労働関係」を築くように指導すること。そして第四に、地域環境の整備拡充の最終的な責任は豊田市にあるとして、豊田市が地域活動の振興助成策として、各種のコミュニティ設備の整備を要求している。これらの要求をみて明らかなように、こうした問題点の解決は一自治区では不可能なところまできている。

行政側の回答 上記四点についての各機関の回答の概略は以下である。すなわち、第一点に関して、公団では、①事業者賃貸借契約については、寮としての利用ではなく世帯利用とするよう求めており、今後もその徹底を図る。②事業契約者については、3ヶ月毎に居住者名簿を提出するよう指導することとする。居住マナーを遵守していない事実が判明した場合、改善を勧告している。改善されない場合は可能な範囲で法的措置をとることとしている。③賃貸住宅の無断転貸しについては、判明した場合これを止めるように勧告し、応じない者については契約解除を含め措置を講じる。県公社の回答は、①入居資格について「入居資格は関係法令で決められており、その法令に基づき厳格に審査をおこなっている。」「定期的な資格審査については、毎年前入居者の収入認定時に入居者の確認を行っている」②1998年より「戸数限定の抽選募集制度を採ることにより、日本人と外国人の入居者比率の適正な均衡を図」っている。③「入居者が居住せずに、別の者が居住していることが具体的に判明された場合は、本来入居者以外の者に対して、退去指導を行っている」などである。しかし、現実にはH団地では、入居者の移動は激しく入居者を特定し、不適格者を法的に退去させるということは、公団も県公社もしていない。県営住宅では、前述したように、日系人が居住者の50%を超える棟が続出しているのであり、県公社の回答が現実を述べているものでないことは明らかである。第二点について、豊田警察署は「現交番が、団地から1キロメートルの近距離にあることや、建築年数が18年間と比較的新しいことなどから、早期の新設、移転については難しい」。また、豊田市は「地区の青少年補導委員会4名が2班に分かれ、月3回ずつ巡回する。専任補導委員4名が補導の重点地区として、月2～3回程度巡回する。夜間の補導については、権限のある警察にお願いしていく」と回答しており、豊田警察署は「豊田署としては、既に交番へのミニパトカーの配置、パトカーや移動交番車等による警戒活動の強化、勤務員の増加、周辺交番との連携強化の対策は講じてきたが、ポルトガル語のできる警察官の配置については、現在ポルトガル語のできる警察官が数少ない現状にあり、必要の都度応援要請するなど対応していきたい」と回答している。豊田市も豊田警察署も当初から、「地域の治安維持は地域の責任」という姿勢を保持しているが、本当にそうであろうか。H団地の現状は、上述の巡回回数で足りるようなものではなく、また本職の警察官でさえ、H団地を巡回するのには「危険が伴う」と言っているのが現状なのである。現行交番の距離は、

近いといえば近いが、常に頻発している事件と通常の治安維持のためには、団地内に交番を新設することが最重要事項であろうと思われる。放置車両については、豊田警察署は、「強盗車両等犯罪に係わる自動車については、警察署で措置をするが、放置車両等であれば関係行政機関と協議のうえ処理する」との回答である。今回の事件を契機に、豊田署は10人の署員を投入し「特別警戒班」を編成し、団地の巡回にあたるようになったという。H団地自治区では既に3年も前から団地内の巡回や交番の移転を切実に要求してきたのであったが、事件がおこって初めて重い腰を上げたということである。第三点については、豊田市は「行政側で請負業者の質に関する評価を下すことは難しく、業者を活用する側の企業のモラルに期待する方向でよびかけをしている」と責任を回避している。しかし、豊橋市のように、請負業者を定期的に召集し、市から指導をしている自治体もあり、また浜松市のように、商工会議所や青年会議所が早々に外国人労働者採用企業の調査をする自治体もある。豊田市の認識は他の自治体と比較しても大変低いことが明らかであろう。

現在豊田市がおこなっていることは、①「外国人に対する生活指導の現行の対応は、市民相談室において英語、ポルトガル語、国際交流協会では英語、ヒンディー語、ポルトガル語で実施している」。②3つの小中学校でそれぞれ「市雇用の日系ブラジル人の日本語指導員や、日本人でポルトガル語に堪能なボランティア講師、そして県から派遣される日系ブラジル人の語学相談員が、定期的に訪問し、ブラジル人の児童生徒に取り出し授業を行っている」「2学期からは市の相談員（日系ブラジル人）を増員し、H団地内の就学児童生徒への指導体制を強化した」ということである。

(2) 地域主導型の問題解決主体としての自治区と自治能力

ところで、現状は治安が悪化し、対日系人感情が悪化してしまったH団地ではあるが、自治区としては日系人集住開始当時から常に「共生」を志向してきた。このような終始一貫して「共生」を選択し続け、努力する姿勢は、何によって支持されているのであろうか。

地域主導型の問題解決主体としての自治区 第一には、住民が地域の問題解決の主体として全面的に自治区を支持していることである。そもそもH団地は、地域住民が地域の問題を解決する主体として、積極的に自治区を支持しており、自治区も住民の支持と期待に全力で応えようとしている地域主導型の問題解決をしてきた地域である。1993年におこなったアンケート調査では回答者の91.2%が、自治区に加入している。このアンケート調査の「地域を良くする中心人物」を尋ねる質問では、「自治区が中心になって進める」(47.5%)と「地域の住民が自主的に進めていく」(21.8%)が高く、地域主導型の志向をしていることがわかる。

「自治区がおこなうべき仕事」を尋ねる質問では、「地域の問題を住民が考え、解決していくこと」(59.2%)が高く、次に「住民の親睦や交流を深めること」(25.4%)が高い。「住民の意見を市役所に反映させること」(12.0%)は低く、「市役所の政策に協力すること」(0.6%)はほとんど支持されていない¹²⁾。つまり、H団地では自治区に、「問題解決」の機能と

「親睦」の機能に大きく期待しており、行政の末端組織としての補完機能に重きをおいていない。現実には、H団地では過去のある年に、一度配布された特定候補の選挙支援ビラを、「自治区がこういうことに協力することはおかしい」と住民から声があがり、再度回収したこともある。また、回覧板は毎月2回と決められており、それ以外の日にちでは、行政にも協力しないなど、行政への態度には毅然としたものが感じられる。

自治区の自治能力 第二には、自治区の自治能力が高いことである。中田實は、「コミュニティの場にみられる多くの活動（その担い手としての集団）の構成」を、「目的」と「主体」の二軸に分類し、四つのタイプの活動を析出している。目的軸は、「直接地域管理に関わり、日々の生活課題の処理や地域問題の解決をめざすもの」（コミュニティ施設整備、防災、交通安全、ゴミ処理など）と「地域生活そのものの充実、発展をめざすもの」（つまり親睦や交流）の二つ、主体の軸は、「全住民（全世帯）の参加が求められるもの」と「有志個人の参加が本来的なもの」の二つである。すなわち、(1) 全戸参加・問題解決型、(2) 全戸参加・生活充実型、(3) 有志参加・問題解決型、(4) 有志参加・生活充実型の四つである。そしてそれに加え第五番目には、(5) 「コミュニティ運営型」を、追加している。こうして求められたタイプのうち、「全戸参加・問題解決型」の能力が高い自治区を、自治能力の高い自治区と考えている¹³⁾。H団地の自治区は「全戸参加・問題解決型」である。そしてこれほど自治能力が高く、問題解決能力を有するH団地であるからこそ、日系人集住当初から今日に至るまで、全力でその問題に取り組んできたのであり、またこれほどの自治能力を以てさえ、すでに解決不能の状況に至るほど、一自治区の能力を越えているのが現状なのである。第三には、自治区役員のリーダーとしての能力の高さと役員層、活動者の層が厚いことである。これらが結果的にH団地が日系人受け入れを全力で取り組むことになってしまった要因である。

第3章 誰が日系人を受け入れたのか

それでは、日本の他の日系ブラジル人の集住地でも同様な問題が起こり、そして地域住民や自治区が問題解決のためにH団地と同様、必死の努力をしているのであろうか。

(1) 日系人を受け入れた諸都市の受け入れの類型

群馬県大泉町；「行政主導型」 豊田市H団地の自治区役員がこれまで必死の努力をし、行政に対してその責任を追求してきた経過と全く対照的な受け入れをしてきた地域がある。それが群馬県大泉町である。大泉町は隣接する太田市とともに日系ブラジル人を積極的に活用してきた地域である。群馬県大泉町¹⁴⁾は日系人の集住地であり、しかも日系人が地域であまり問題なく生活している例として、よく知られている。総人口約4万2,000人のうち、外国人登録者数は4,450人で住民に対する外国人比率は10.3%を占める。ブラジル人は3,400人である（1996年9月現在）。大泉町は現在、夏にはサンバ祭りが行われ、日系人によるエスニック・ビジネスが多様に展開される町であるが、こうした状況に至ったのは、ひとえに受け入れ当初に結成された「東毛地区雇用安定促進協議会」（1989年以下「協議会」と略す）

と、同時に作成されたガイドラインの存在のおかげであろう。大泉町については多くの報告書が出され、周知の事実が多いので、本論文に関係ある点のみ述べるが、このガイドラインは外国人を「同じ人間」として扱い、生活面、雇用面で彼らの人権を尊重することを示すものであった¹⁹⁾。同会の「内規」には、ブラジル人労働者を雇用するに際して、具体的な雇用条件、渡航費用の立て替え、勤務時間、休暇休日等の具体的な労働管理、居住施設などについての一定の基準を定めている。更に、企業内における風紀の維持、秩序の保持などについて「合理的且つ必要の範囲内において、社会問題等を生起しないよう、強力に指導監督を行う」など企業責任を明確に記している¹⁹⁾。このガイドラインは日系人の人権を尊重し、来日における費用負担と日本での生活の不安を軽減するものである。と同時に、現在H団地で生起している問題の多くが請負業者の放任あるいは指導の怠慢に起因していることを鑑みると、このガイドラインと内規の先見性は著しい。

またこのガイドラインは雇用主と日系人の間にだけ効用があったのではない。人権尊重の精神は行政の各場面で外国人政策を支えたのである。日系人の雇用が決定されると、町役場の中では即座に職員同士の話し合いがもたれ、外国人登録をした外国人が各課で困らないような対応がなされるようになった¹⁷⁾。各課が揃って外国人に対しての取り組みを行い、「たらい回し」や認識の相違や欠如のために外国人に不利益が被ることが無いように努力した¹⁸⁾。この庁内での各課員の認識の高さは驚くべきことである。同時に、大泉町は、外国人のために積極的な受け入れ施策と予算措置をおこなっている。例えば、日系人は請負業者に雇用されているのであるから、本来ならば請負業者が費用負担して社会保険に加入させるべきであるが、国民保険に加入させている。その他にも①外国人に対する日本語学習機会の提供②小中学校での日本語学級の設置③生活相談への対応¹⁹⁾④パンフレットなどでの広報活動⑤外国人への公営住宅への入居²⁰⁾。⑥国際交流事業の推進などをおこなっている²¹⁾。これらの取り組みは、庁内にある国際交流課が積極的に推進してきた。

以上のように、大泉町では行政と「協議会」が積極的な施策を展開してきた。小内は大泉町には積極的な「政策をささえる豊かな自治体財政基盤」があり、「日系ブラジル人に特化」した外国人政策があり、政策内容からみると大泉町は隣接の太田市より一層手厚いと指摘している。しかもこうした政策は「外国人の要求実現行動・意義申し立ての行動の結果でない」としている²²⁾。あくまでも行政が主導してきたのである。上記のような取り組みのいくつかについては、他の市町村でも行政担当者は「おこなっている」と言うだろう。しかし、形式的に問題処理的におこなっているのと、人権尊重を最優先して考え積極的におこなうのとでは、結果に天と地ほどの差が生じる。行政の外国人に対する姿勢は、地域住民に対しても大きな安心感を与えた。「行政があればほど丁寧に外国人に接しているのだから、自分たちも大切に扱ってもらえるだろうし、外国人に対してもそれほど不安感を持つ必要はないだろう」、「もし問題があったら行政に連絡すれば、解決してくれるだろう」という安心感である。実際問題が生じたときには、問題解決回路は明らかになっており、豊田市のように「そのまま放置」

ということはない。豊田市が「日系人も、日本人も同じ住民として扱う」と言い、低いレベルで問題処理をしているのとは大きく異なっている。

「協議会」は、先頃「その機能を終えた」と発展的に解消し、名称変更し、新たな組織として再出発したそうであるが²³⁾、「協議会」が果たした役割は重要であった。大泉町も豊田市と同様、当初何の経験も知識も無かった。しかし豊田市と異なり、日系人受け入れを決定すると、試行錯誤をしつつ様々な努力を行ってきた。当初から行政が日系人を受け入れるためのあらゆる配慮をしてきたのである。大泉町でも先頃やっと「ゴミ問題や区費未納入問題」が「先鋭化」されてきたという指摘があった²⁴⁾。しかしH団地に比べれば、ほとんど「問題」とは言えない程度のものであり、また既に問題解決回路が形成されている状況になって起こった「問題」は、その解決も容易であるように筆者には思われる。大泉町のような日系人受け入れの型を「行政主導型」と名付けることとする。

静岡県浜松市；「民間主導型」 豊田市、大泉町とはまた異なる対応をしていたのが、浜松市である。浜松市で大きな役割を果たしてきたのが、浜松市国際交流協会であり、また商工会議所、青年会議所などの企業関連組織である。

浜松市国際交流協会は1982年に任意団体として設立され、現在は財団法人に改組されているが、「民主導という基本路線は踏襲」している²⁵⁾。設立当初から「手作り」の国際交流をめざし、基本ビジョンとして「高度な産業技術が集積する都市」「人、物、情報が交流する都市」「世界の音楽文化が薫る都市」の三本の柱を立ててきた。それらを具現化するために「国際化の基盤作り」として「外国人がすみやすいまちづくり」を標榜している。1991年には、外国人の増加により企画部に国際交流室が新設され、翌1992年には、浜松駅前の複合ビル内に外国人のための情報提供、生活相談、各種講座、交流の場として浜松市国際交流センターを開設した²⁶⁾。

また1993年、浜松市企画部国際交流室では、東洋大学社会学部研究室に委託し、外国人調査をおこなった。同時に浜松商工会議所が外国人雇用企業向け調査を実施。浜松青年会議所は外国人が多く居住する地区30町の自治会関係者に町内の現状の問題や今後の方針をヒアリングし、その後一般地域住民を対象にした意識調査をおこなっている²⁷⁾。この調査はブラジル人の集住の初期の時期に発表され、研究者にはもとより行政関係者に外国人居住の問題点が深く認識されたことは、その後の外国人への対応に多大な貢献をしたものと考えられる。同時に、外国人を雇用する企業の実態や、外国人の労働条件を商工会議所が把握することができたこと、また今後起こるだろう様々な問題が予想できたことなど、多大な貢献があった。

これらの浜松市での動向をみてみると、行政が外国人の居住に対して当初から問題意識をもち、その実態の把握と今後の方針を決定するために動きつつ、民間団体である国際交流協会や商工会議所、青年会議所などが深くこの問題の重要性を認識して、行動に移していることが明らかであろう。浜松市のような日系人受け入れの型を「民間主導型」と呼ぶこととする。

愛知県豊田市；「自治区主導・行政放置型」 大泉町、浜松市と比較すると、豊田市H団地

における日系人受け入れの型は、「自治区主導」と言えば聞こえが良いが実際には「行政放置型」と言わざるを得ないであろう。豊田市ではH団地の近くの県営住宅にも既に日系人が集住し始めており、ときどき自治区役員がH団地の「明るくする会」に出席し、日系人への対応を「勉強」している。この団地もまた、手探りで自治区が問題解決に乗り出したのである。そもそも豊田市は「地域のことは地域にまかせる」という気質があり、地域で処理できない問題が発生したとき、「自治区は何をしているんだ」という声が行政や警察署から発せられてきたことを筆者も直接耳にしている。

(2) 誰が受け入れの責任主体となれば良かったのか。

H団地が現状に至った原因と責任主体 ここで再度、H団地が現状に至った原因を検討する。以下のように考えることができる。第一に請負業者が生活面での指導管理を怠ってきたこと。第二に豊田市が請負業者に対して管理責任を徹底して指導してこなかったこと。第三に請負業者を活用している企業や企業を総括している商工会議所が何の指導もしてこなかったこと。第四に請負業者に居室を提供してきた公団と県公社が大家としての何の責任も果たしてこなかったこと。入居条件、入居後の指導、自治区への加入の指導など放置してきたこと。第五に団地の治安が時間と共に悪化していくのにもかかわらず、豊田警察署と愛知県警が積極的な解決のための努力をせず、団地を非行や犯罪の温床としてしまったこと。最終的には豊田市当局がこれら全ての諸機関のそれぞれを大局的、長期的に指導してこなかった点、自治区役員の長期間にわたる要請にも対応してこなかった点で、豊田市に重大な責任があると考えられる。

誰が受け入れの責任主体となれば良かったのか 豊田市H団地がもし、大泉町のように行政が前以てガイドラインを作成し、行政主導でさまざまな対策をおこなっていたら、現状のようにはならなかったであろう。請負業者や雇用企業の指導は、大泉町はもちろん浜松市でも豊橋市でもおこなわれている。商工会議所の協力を得て、悪質な請負業者からは日系人を雇用することを拒否するように指導することによって、請負業者の質も改善させ、日系人の生活上の習慣の指導おこなうこともできたはずである。

この3年ほど、豊田市国際交流協会がH団地の問題に取り組み始めた。豊田市の国際交流協会がH団地の問題に取り組むことに出遅れたのは、そもそも豊田市の国際交流がトヨタ自動車の関係国や姉妹都市との交流を中心におこなっていたからである。最近スタッフが充足され、やっとH団地に目を向け始めた。日本語教室の開催、日系人に対する「H団地の住み心地」を訪ねるアンケート調査の実施(1996.9)、自治区の行事への協力などから始まり最近ではボランティアを組織したり、日系人、日本人それぞれのネットワークづくりや両者の橋渡しをし始めている。しかしここまでH団地が荒れてしまったあとでは、成果はなかなか上がらない。

こうして、H 団地はすべてのリスクとコストを自治区がひたすら負い、日々苦悩しているが、行政その他の組織がこの問題に真剣に取り組む姿勢が見られず、団地は荒れるばかりである。団地の中の日系人と日本人住民の間の敵対心、緊張感、不安感は根強いものがある。集住の開始時点で、あるいは開始後何度も行政が指導するチャンスはあった。しかしいまだに無策である。H 団地はまず行政が現状を真剣に認識し、自治区や各関係機関と連携をとって早急に手をうつべきである。

(3) 日系人の側の問題

日系人の側にも問題がある。第一に、H 団地の日系人たちの特徴は、代表団体を作らないことである。コミュニティは形成しているが、自分たちの利益も守らず、意見も言わず、「日系人が多く住んでいるから、住み易い」という生活をしている。ソーシャル・サポート・ネットワークは各種持ちそれを駆使して、自分たちに必要な情報や援助求めるが、日本人への情報発信はしない。この点では、近隣の豊橋市で日系人が情報センターを自ら作り、日本全国へ発信し、また日系人からも相談や情報が寄せられている状況とは全く異なる。代表団体が無いから、自治区役員が交渉する相手がない。彼らの意見を聞くこともできない。

第二に、日系人の集住の形態にも問題があるかもしれない。居住可能人口1万人の大規模団地に集住し、その人口が1,000人を越えた頃から收拾がつかなくなっている。ちなみに、豊橋市と浜松市でも公営住宅に外国人の集住が見られるが、それぞれ自治区役員が悪戦苦闘している。一般の民間アパートに居住する場合は、混住の程度にもよるが、一棟にそれほど外国人が多くなければ、日本人住民の居住マナーを守って、生活している場合も多い。社宅のようにアパート全体を借り切り、持ち主とは別に管理会社が管理しているところでは、責任の所在が明らかでないことから、問題になっている所もある。

第三に集中の程度と下位文化の表出の関係である。日系人の集中が進んでくると、彼らは日本人との交流や接触が無くとも、同じ文化をもつ日系人との交流だけで、言語も文化も自分の国と同様に生活することができるようになる²⁸⁾。彼らにとってH 団地は「ブラジルより治安が良く」「ブラジルと同様に暮らせる」暮らし易い環境なのである。

おわりに

駒井洋によると、豊田市H 団地以外の日系人の集住地では、地元住民との関係は「比較的うまくいっている」とのことで、その要因は、「混住」であるという²⁹⁾。H 団地は日系人の過度の集中の結果、大きなエスニック・コミュニティが形成された。日本人にとっては「問題のかたまり」であり、治安の悪化、分譲住宅の価格の下落、など「良いところはない」という状態であるが、日系人にとっては「ブラジルと比べて治安が良い」「日本語が話せなくても暮らせる」「ブラジルのものは何でも手に入るし、環境も良く暮らし易い」ということになる。

H 団地に過度の集中がおこった原因は、単に公営住宅側が外国人の住居を「開放した」と

か「人権を尊重して」「外国人も日本人と同じ条件で受け入れ、差別や排除をしない」というような高邁な理想のもとでの政策の結果ではない。実はこの団地の造成意図そのものが、トヨタ自動車の発展に伴って、社宅のかわりに県や公団がつくったものだという点を見逃すことができない。トヨタ自動車が発展段階において、「行政を媒介にし、企業用地を確保し、必要な関連企業群と労働者のための社宅、寮を配置し、さらにはこれらの効率的運用のための社会的共同手段（鉄道、産業用道路など）と共同社会的消費手段（学校、文化・スポーツ施設等）を整備する」という企業城下町ならではの「地域利用」をしてきたことは周知の事実である³⁰⁾。H団地は1970年代に建設されたが、建設後あまり人気がなく、空室が目立った。従ってその空室をトヨタを始めとする関連企業に、新婚家庭用の社宅や単身者用の寮として「法人貸し」し、その流れが1980年代後半に日系人を雇用する請負業者への「法人貸し」と結びついていったのである³¹⁾。

トヨタの地域政策に「会社の発展と地域の発展は車の両輪」という方針があり、豊田市の方も、長年「トヨタ自動車工業の発展そのものが市の発展とイコールという行政姿勢」をとっていた³²⁾。豊田市はトヨタ自動車の意向に添って、市の方針を決定し、地域住民にも「地域のことは地域住民にまかせる」という気質ができあがっていったのである。

H団地に日系ブラジル人が集中したのは、決して偶然の結果ではない。また地域住民がどれほど苦悩しても行政は地域住民に「一地域としての扱い」という姿勢をくずさず、独自の政策をもたなかったのも、当然のことであった。豊田市H団地に日系ブラジル人の集住がみられ、エスニック・コミュニティが形成された背景は、トヨタ自動車とその関連・下請け企業群のもつ豊富な就業機会と、他の地域ではみられない大規模な収容可能施設があったことによるものであり、それはまさにトヨタ自動車が生み出したものであるといえよう。

(1999年9月30日脱稿)

注

- 1) 事の発端は5月31日午後10時50分頃、団地内で商売をしていたラーメン屋の屋台の近く右翼関係者らしい約10人とブラジル人約20人がにらみ合ったということである。警察署員が匿名の通報をうけて駆けつけた時には騒ぎはおさまったあとで、何が原因が不明であったという。その後、7月5日午後8時頃、右翼関係者のものとみられる街宣車と暴走族風のバイク約50台が「ブラジル人出てこい」と団地内を連呼しながら走り回った。この時は警察署員らが約30人駆けつけたという。この時はブラジル人側に何の動きもなかったが、翌6日午後10時20分頃、団地に近い路上に駐車していた街宣車が何者かに放火され全焼した。右翼団体の関係者十数名が付近に集まった一方、現場から約500メートル離れたコンビニエンスストアに外国人たちが集まる騒ぎになったため、県機動隊など警官80人が緊急出動した。9月現在も警官の巡回が続いている。
- 2) 都築 1992,1993,1995,1998.
- 3) この時期については、都築 1998.
- 4) 都築は、H団地における日系人の集住を観察し、日系人と地域住民との関係の視点から、第一期(1987年前後～1990年11月頃まで)、第二期(1990年12月～1992年11月)、第三期(1992年12月～1995年11月)、第四期(1995年12月～1997年6月)としている。第一期は、日系人がH団地内の公団住

宅賃貸部分に集住することにより日本人住民側から、さまざまな問題が噴出した時期であった。第二期は「緊張をはらんだ鎮静」ともいうべき時期で、日系人が団地の居住マナーを一応身につけ、「問題」はおさまった時期であるが、双方がお互いの様子を緊張感をもって眺めている状況であった。日系人はこの時期、ブラジルや日本の他地域から家族を呼び寄せたりして家族再結合をおこない、公団住宅から県営住宅へ移動する者が顕著になった（1990年12月頃より県営住宅へ移動が始まり、1991年8月現在で約34世帯が居住した）。これに伴い、県営住宅でも公団住宅と同様の問題が起こり始めた。その後、第三期になると、これまでと比較して一定の秩序ある生活が緊張感なく成立する状態になった。団地全体に穏やかな空気がみなぎり、自治区長の口から「日系人の人たちに対して、特別な配慮は何もしなくてもよくなったし、違和感もない」という言葉がでるほど、双方とも落ち着いた生活を営むようになった。（第一期から第三期におけるH団地の状況については、都築1992、都築1993、都築1995に詳しく述べた。）第四期には、第三期の平穏な状況が一変した。新たな「問題」が頻繁に噴出し、日本人と日系人の関係は新たな局面を迎えた。変化の第一は、日系人が再び増加に向かったことであり、第二の変化は、増加に伴い、迷惑事件、窃盗事件、万引き事件などの犯罪が頻発し、治安の悪化を住民が自覚するようになったことである。これらの事件は95年から96年にかけて、自治区役員や日本人住民から警察に通報されたが解決できず、96年8月には、自治区役員が「お手上げ状態」と嘆く状況になった。（第四期については、都築1998、pp. 93-94に詳しく述べた。）

- 5) この時期、自治区役員が「苦情が多すぎて役員はやめたい」というほど多くの苦情が日常的に寄せられている。自治区は96年6月（都築のいう第四期）に豊田警察署に多く事件解決、問題解決協力を要請している。H団地の近く車で約5分のところにある交番にも頻繁に出動を要請している。交番の巡査部長自身が「ブラジル人は自分が駆けつけていっても逆に脅かしてくる始末で自分も恐怖心を感じる」「ペルー人の変死があった。路上でパンツ一つで死んでいた。身元がわかっているのに新聞には載らない」「こうした状況を自分も豊田署に報告するが、市役所も警察もH団地に来たことがない」という始末である。豊田警察署はこの交番からの報告で治安の悪化を報告書上は認識はしているようであるが、1996年6月に、防犯連絡所を通して、警察に対して悪質な事件の取締を要請した。自治区役員の要請内容は「H団地内に交番を設置してほしい」「治安を保つため巡回をしてほしい」というものであったが、「豊田警察署は豊田市ではなく『愛知県』の管轄であり、予算は決まっており、新たな予算措置は困難」「事件が起こらないうちは動けない」との返事であった。日本の警察は日系人による「甘い」ということで現実に盗難や窃盗事件を起こしても、取り調べ後、団地に戻ってくる。処罰が決定されても、団地外や国外に逃げてしまったりする。日本の警察の対処はH団地の日系人には何ら効果がない状況である。
- 6) 「H団地住環境問題庁内連絡会議」に関連する所属として以下の課が召集された。秘書室（全般に関すること）、国際交流協会（外国人全般に関すること）、広報課（報道機関の対応に関すること）、市民相談室（陳情、要望書の対応に関すること）、市民課（外国人登録をする際に、ごみ問題などを初めとした生活マナーの手引き書などを使った情報提供に関すること）、青少年女性課（未就学・未就労青少年の非行問題に関すること）、交通安全課（違法駐車問題、廃棄自動車の撤去に関すること）、スポーツ課（団地内のH運動広場の機能拡充に関すること）、ごみ減量対策室（ごみ出しマナー徹底のための諸施策に関すること）、労政課（商工会議所等を通じて、外国人労働者雇用の請負業者を活用している企業に対する指導、お願いに関すること）、環境保全課（騒音に関すること）、社会教育課（公民館へのポルトガル語通訳の配置、外国人対象の公民館講座、日本語講座の実施に関すること）、教育施設課・教育指導課（学齢にある外国人青少年の教育の機会の充実。空き教室を利用した日本語補充教室の開講など）、自治振興室（外国人贈による自治区未加入の問題）。
- 7) 集住当初、豊田市へ「ゴミの分別について、ポルトガル語の看板を設置してほしい」という要望をした時の、市当局の発言。
- 8) 1996年の警察、公団・県公社、請負業者、自治区役員の懇談会における警察当局の発言。また、1997年にも豊田市地域振興室におけるH団地についてのヒアリングの席上でも、同様の発言が市当局からあった。
- 9) H団地の自治区は、年額30万円の顧問弁護士料を自治区費から捻出し、名古屋オンブズマンの紹介により名古屋市の弁護士を顧問弁護士として、愛知県知事と公団中部支社長宛に要求書提出に踏み切ったのである。これは豊田市にも通知され、順次豊田市にも要求書を提出することになっている。

- 10) 要求の内容は、愛知県知事に対しては、①入居資格審査制度の見直しを図り、定期的に入居資格審査を実施すること。入居資格違反者に対しては、明け渡し請求を求め、厳しい措置をとること。②また愛知県は、1997年12月付け回答書で「戸数限定の抽選募集制度を採ることにより、日本人と外国人の入居者比率の適正な均衡を図る」と回答していることに対して、実際の入居者募集に際して、これを守ること。③外国人居住者の居住マナーに問題のある居住者に対して、指導を徹底し、悪質な違反者に対しては、契約の解除を含め厳しく指導監督すること。④県営住宅居住者に対する日常の管理体制を強化するため、管理事務所に少なくとも2名の正規の職員が、土日を含め24時間常駐する体制をとること。⑤賃貸権の無断転貸者ないし無断譲受人に対しては、賃貸借契約の解除を含め、厳しい措置をとること。⑥ゴミ収集に関して、分別化、収集日収集時間の遵守など、指導を徹底すること。⑦少なくとも400台から500台分の駐車場スペースを新たに確保すること。現在住民は1戸に平均1.58台の自動車を保有している。⑧居室の利用方法に違反する賃借人に対して、賃貸借契約の解除を含め、厳しい措置をとることを要求している。

公団中部支社に対しては、①一戸一世帯の入居を原則として、企業の社宅ないし人材派遣業者の単身者寮として、公団住宅を利用させないこと。②企業の社宅ないし人材派遣業者の単身者寮として契約している賃借人については、契約更新時に入居者の居住状況を審査し、居住マナーを遵守していない事実が判明した場合は、契約の更新拒絶を含め、賃借人に厳しい措置をとること。③～⑦は上記と同様。⑧居住者氏名を明らかにするために、各戸に表札を設置させるよう指導を徹底させること。

愛知県建築部住宅管理課長からは、以下のような回答が寄せられた(1999年2月10日)。①について、「入居資格は関係法令で決められており、その法令に基づき厳格に審査をおこなっている。」また、「定期的な資格審査については、毎年全入居者の収入認定時に入居者の確認を行っている」。②については、平成10年2月から実施している。③要求通り実施している。④「現在2名の駐在員を現地管理業務所に配置している」。24時間常駐する体制については、触れていない。⑤「入居者が居住せずに、別の者が居住していることが具体的に判明した場合は、本来入居者以外の者に対し、退去指導を行っている」。⑥「外国語でゴミ出しルールを記載した自治会カードを使ったり、通訳による説明で外国人を指導して」いる。また「ゴミ収集を担当する行政機関へ住民指導を行うように求めて」いく。⑦「これまでに、利用可能な空気を駐車スペースにしてきており、現状以上に増やすことは難しい状況」である。⑧「住宅の利用方法が不適切なことが明らかなものについては、これまでも是正指導をおこなって」いるので、「今後も不適切な住宅利用が判明したものについては、その内容に応じて適切な指導をして」いく。⑨「入居者に対して、表札を掲げるように説明しているが、強制」はできない。今後も啓発はする。

住都公団からは以下のような回答が寄せられた(1999年2月23日)。①事業者賃貸借契約については、寮としての利用ではなく世帯利用(単身者向住宅については一人居住)とするよう求めており、今後ともその徹底を図る。②事業契約者については、3ヶ月毎に居住者名簿を提出するよう指導することとする。居住マナーを遵守していない事実が判明した場合、改善を勧告している。改善されない場合は可能な範囲で法的措置をとることとしている。③窓口に1名の案内者を常駐させ、さらに1名を巡回による配置としている。夜間の緊急時については、緊急事故通報受付センターを利用してもらっており、今後ともこの体制で管理を行う。④契約に際しては、ポルトガル語のルールブック及び生活便利帳等を配布し、またポルトガル語通訳により生活マナーを守るよう啓発している。具体的に居住マナーに問題がある者については、その都度、改善を勧告し、必要な場合は法的措置を講じることとしている。⑤賃貸住宅の無断転貸については、判明した場合これを止めるよう勧告し、応じない者については契約解除を含め措置を講じる。⑥ごみ処理についても、居住マナーの遵守という観点から、看板等による啓発に努めている。⑦駐車場に多数の空きが生じている現状では、駐車場の増設は困難であるが、今後の不法駐車対策の実施状況を踏まえつつ、駐車場増設の可否について検討を行いたい。⑧表札を掲げるよう啓発しているが、強制はできない。今後も啓発していく。

- 11) 団地の投票率は約40%。団地内の5,100票のうちM氏2,300票、公明約450票、A氏約300票、T氏約250票、トヨタ系立候補者約180票とみなされている。
- 12) その他の比率は、以下の通りである。「市役所が中心となって、市民の声を聞きながら進める」(14.1%)、「市会議員が中心になって進める」(3.4%)、「多くの市民が参加する新しい組織を作り、それを中心にして進める」(11.6%)、「各種の団体が中心となって進める(JC、工業組合、商店会、商工会議

- 所など)」（0.8%）。詳しくは、都築 1995, pp. 268—269.
- 13) 中田實 1990, pp. 211—212.
 - 14) 大泉町は、戦前は軍需産業が発達し、工業都市としての蓄積を持ち、戦前は三洋電機東京製作所や富士重工大泉工場とその下請け企業 200 社余りが集まっている関東有数の地方産業都市である（喜多川豊宇 1992「群馬県大泉町における日系人労働者ヒアリング調査—永住化志向と受け入れ基盤整備—」pp. 91-114。「大泉町の概要」大泉町作成レジュメ参考）。しかしながら、時代の変化とともに若者が激減し慢性的な人手不足に陥り、1980 年後半労働力不足は深刻であった。これに危機感を抱いた当時の町長（真下正一氏）が「このまま放置すれば、地域の零細企業が労務倒産する」と谷津義男前衆議院議員とともに、行政がバックアップし、「東毛地区雇用安定促進協議会」を結成し（1989 年）、日系人を直接雇用することとした。1990 年 3 月に 5 人がブラジルを訪れ、現地調査を終えて、ファックスで常時大泉とつながった日系人雇用窓口を現地に設置した（喜多川 1992, p. 98）。この「協議会」は、大泉町にある中小企業を中心として結成され（結成当初 32 社）、日系ブラジル人の雇用に関するガイドラインを作成した。
 - 15) 協議会が示した「雇用のための三大指針」とは、①人間愛を基盤とし、雇用者の人格を尊重すること②日伯親善に役立つこと③単なる人手不足解消法とせず、将来を展望して、雇用の継続ができるように努力すること、というものであった。具体的には、①「国籍、性別、職業などにより差別をしないこと」②「ブラジル移民史を回顧し、その歴史上に於ける我が国の恩恵を考慮し、ブラジル経済の為寄与する」「在伯日系人に協力し、日系人の地位の向上を図る」など。③「家族で来日する人達に、子弟の教育や日本での生活習慣の指導に特に心掛ける」「在住伯人のストレス解消のため、福利厚生について配慮する」「日本の法律を遵守するよう教育指導する」など（野山 1997, pp. 183-184。「外国人労働者雇用のための指針」東毛地区雇用安定促進協議会作成リーフレット）。
 - 16) 「東毛地区雇用安定促進協議会内規」東毛地区雇用安定促進協議会作成リーフレットによる。
 - 17) 当時の町長がリーダーシップをとり、保険、福祉、税務、環境、教育委員会、住民課の職員そして「東毛雇用安定促進協議会」の会長米澤勝美氏が集まって対応を考えた。当時の町長はもと教育者でありまた企業経営もしていた経験から、町役場の職員には「企業精神をもって住民にサービスしなさい」、企業には「日系人の人権を守り、気持ちよく働いてもらうことが企業の興隆につながる」、そして「東毛雇用安定促進協議会」には「日系人の人権を守ることを提案、要求したという。この町長の「町役場は企業だと思え」「役場に来て下さる人はお客様だと思え」という精神は現在も庁内で生きており、職員の動きは生き生きとして、庁舎には活力がみなぎっている。
 - 18) 野山 1997, p. 184.
 - 19) 小内透によると、1991 年 3 月に町民相談室にブラジル人出身者臨時採用（1995 年に正規採用）、1991 年 9 月に外国人登録窓口日系二世の臨時職員採用（小内透 1998）。
 - 20) 公営住宅への入居についても、外国人登録をしていれば日本人と同じ規準で入居可能である（小内透 1998）。
 - 21) 小内透の調査によると、1995 年 4 月企画調整課国際交流係から国際交流課として独立。1998 年 4 月、国際交流課に国際生活係（定住外国人の地域生活問題担当）新設。
 - 22) 小内透 1998.
 - 23) 小内透の発表による。第 71 回日本社会学会・一般報告「日系ブラジル人の定住化と地域社会——群馬県太田・大泉地区を事例として——（1）外国人に対する自治体の政策対応」小内透、津田光輝。
 - 24) 小内純子 1998.
 - 25) 松尾良一 1997「外国人混住社会から共生社会への道程」駒井洋 渡戸一郎編「自治体の外国人政策」p. 166。松尾によれば、基本財政 3 億 5,000 万円のうち、市の出損額は半分以下にしているし、協会の役員定数 50 人に対して、市関係者は数名程度に過ぎない。
 - 26) 松尾、前掲書 p. 168.
 - 27) 調査報告書は「浜松市における外国人の生活実態・意識調査——日系ブラジル人・ペルー人を中心に——」として発表された。浜松商工会議所は「外国人労働者雇用企業実態調査」、浜松青年会議所は「浜松市在住外国人に対する地域住民の意識調査」を同報告書に掲載している。
 - 28) 下位文化の表出と臨界置に関しては、都築 1998 に詳しい。
 - 29) 1999 年 2 月 20 日愛知学泉大学シンポジウム「基調講演」による。

- 30) 都築 1992
- 31) 都築 1992
- 32) 佐藤圭二「トヨタと地域社会——現代企業都市生活論」大月書店, p. 159.

参考文献リスト

- 奥田道大, 田嶋淳子 編著 1991『池袋のアジア系外国人』めこん
- 奥田道大, 田嶋淳子 編著 1993『新宿のアジア系外国人』めこん
- 奥田道大, 広田康生, 田嶋淳子 共著 1994「外国人居住者と日本の地域社会」明石書店
- 小内透 1998 第71回日本社会学会・一般報告「日系ブラジル人の定住化と地域社会——群馬県太田・大泉地区を事例として—— (1) 外国人に対する自治体の政策対応」小内透, 津田光輝, 発表レジュメより
- 小内純子 1998 第71回日本社会学会・一般報告「日系ブラジル人の定住化と地域社会——群馬県太田・大泉地区を事例として—— (3) 外国人居住者と住民組織」小内純子発表レジュメより
- 喜多川豊宇 1992「群馬県大泉町における日系人労働者ヒアリング調査——永住化志向と受け入れ基盤整備——」
- 喜多川豊宇, 藤木三千人, 嶋 澄 1992「日系ブラジル人労働者の実態調査——群馬県大泉町とサンパウロ市郊外スザノ市日系人集団地福博村の比較調査を通して『永住型』・『分居型』・『出稼ぎ型』の基本3類型の分化——」など。ともに「ヒトの国際化に関する総合的研究——特に外国人労働者に関する調査研究を中心に——」に所収。研究課題番号 02401004 平成2年度～3年度科学研究費補助金 一般研究 (A) 研究成果報告書 平成4年3月
- 喜多川豊宇 1993「浜松市における外国人の生活実態・意識調査——日系ブラジル・ペルー人を中心に——」浜松市企画部国際交流室
- 駒井洋, 渡戸一郎編 1997『自治体の外国人政策 内なる国際化への取り組み』明石書店
- 中田實 1990「コミュニティと地域の共同管理」倉沢進, 秋元律朗編『町内会と地域集団』ミネルヴァ書房
- 野山広 1997「わかちあいのまちづくりへ向けての胎動」駒井洋, 渡戸一郎編『自治体の外国人政策 内なる国際化への取り組み』明石書店
- 都築くるみ 1992「日系ブラジル人の生活実態調査より 中間報告——地域住民との共生は可能か——」『名古屋大学社会学論集』第13号: 125-154.
- 都築くるみ 1993「日系ブラジル人受け入れと地域の変容——愛知県豊田市H団地を事例として——」『名古屋大学社会学論集』第14号: 107-159.
- 都築くるみ 1995「地方産行都市とエスニシティ——愛知県豊田市H団地における日系ブラジル人と地域住民」松本康『増殖するネットワーク』勁草書房.
- 都築くるみ 1998「エスニック・コミュニティの形成と『共生』——豊田市H団地の近年の展開から——」『日本都市社会学会年報16』89-102.